

令和8年度 小池特別支援学校 高等部生徒心得

がっこうせいかつ ゆた みの
学校生活を豊かで実りあるものにするためには、一人一人の意識が大切です。また、規律ある

しゅうだんせいかつ おく うえ ひつよう たが きょうりよく たか あ きそく げんしゅ じゅうよう
集団生活を送る上で必要なこととして、互いに協力し高め合いながら規則を厳守することが重要

です。ここに掲げる事項は、そのための基本的な心得です。生徒は心得の実践に努め、互いに楽し

がっこうせいかつ おく ころ
い学校生活を送れるように心がけましょう。

1 高等部が目指す生徒像

みずか まな
・自ら学び、やりたいことややるべきことを実践する生徒

じ こ かいだいかいけつ と く じ こせんたく じ こけつてい せいと
・自己の課題解決に取り組み、自己選択・自己決定する生徒

なかま いっしょ かつどう この にんげんかんけい きず せいと
・仲間と一緒に活動し、好ましい人間関係を築ける生徒

2 登下校に関すること

どうこうじかん じ ぶん じ ぶん
(1) 登校時間は、8時30分から8時45分までとする。

つうがくほうほう ほごしゃ そうげいおよ じりきつうがく
(2) 通学方法は、保護者による送迎及び自力通学とする。

じりきつうがく せいと ほごしゃ しんせい とどけてせい
(3) 自力通学する生徒は、保護者の申請による届出制とする。

じりきつうがく せいと とほ こうきょうこうつうきかん でんしゃ など りよう
(4) 自力通学する生徒は徒歩または、公共交通機関(電車・バス等)の利用のみとする。

じりきつうがく さい とど で しゅだん き つうがくけいろ まも こうつう まも
(5) 自力通学する際は、届け出た手段と決められた通学経路を守り、交通ルールやマナーを守って

どうげこう
登下校をする。

つうがくけいろ へんこう ばあい とど て
(6) 通学経路を変更する場合は、届け出る。

3 服装・身だしなみに関すること

いつでも実習や面接に行ける身だしなみ(服装、頭髪等)を心がけること。

(1) 登下校時の服装は、男女とも以下の規定に沿った標準服を着用する。

○夏服: 白のカッターシャツ又は白のポロシャツ(無地)

○冬服: ブレザー、白のカッターシャツ又は白のポロシャツ(無地)

○通年: 制服用スラックス、スカートを着用する。

○夏服、冬服の移行期間(衣替えの準備と調整期間)は設けない。気温や天候に応じて夏服・

冬服を調整する。

○ベルトの色は、黒、紺、茶とする。

(2) 防寒着(コート・セーター等)

○防寒着は、黒や紺、グレー、ベージュなどのものとする。

○防寒として、まずは、ブレザー内にベストやセーターなどで調整し、さらに寒い場合はコート・

手袋・マフラー等を着用する。

(3) 靴・靴下等

○登校時に履く靴は、革靴・運動靴どちらでも可とする。いつでも産業現場等における実習及び

進路活動ができるデザインの物を着用する。

○ストッキング・タイツを着用する場合は、ベージュ又は黒とする。(柄物は不可。)

(4) ネックレス、ピアス等のアクセサリーの使用及び化粧は禁止する。

4 欠席・遅刻・早退・忌引きに関すること

(1) 欠席・遅刻・早退・忌引き等の場合は、原則保護者が tetoru を利用し、学校へ連絡をする。

(電話の場合は8時30分までに学校へ連絡をする。)

(2) 家庭の都合で、遅刻する場合は保護者が活動場所まで移動を行う。

(3) 忌引きについては、次の日数とする。

父母 7日 兄弟姉妹・祖父母 3日 叔父叔母・甥姪・いとこ 1日

5 学校生活に関すること

(1) 授業と休み時間のけじめをつけ、始業時間に遅れないようにする。

(2) 校内で出会う人に自分からあいさつをし、丁寧な言葉づかい、接し方を心がける。

(3) 自分の教室以外の場所に行くときは、担任に知らせる。

6 携行品に関すること

(1) 学校に必要なのない物(必要以上の現金・音楽機器・ゲーム、菓子等)は持ってこない。

(2) 定期券や腕時計・財布・携帯電話等の貴重品は、登校後担任に預ける。

(3) 個別に学校生活において必要があると思われるものについては保護者が担任へ相談し、許可

を得た上で持たせるようにする。

7 携帯電話に関すること

(1) 携帯電話の持ち込みは、保護者の責任の下、申請によって許可とする。

次の3点を守ること。

○登下校時(緊急時)における保護者と学校との連絡手段としてのみ使用すること。

○校内では担任に預けること。

○トラブルにならない、巻き込まれないように使用すること。

8 その他

(1) アルバイトは原則禁止とする。ただし、就労見込み先から、就労に向けた練習等として依頼があった場合は、事前に保護者、担任、進路指導係との話し合いのもと、学校長より許可をもらって行うことができる。

(2) 運転免許(車・オートバイ)の取得は原則禁止とする。ただし、就労見込み先から免許取得の依頼があった場合は、3年生の冬休みから、学校長より許可をもらって自動車学校に行くことができる。下校時にそのまま自動車学校に行くことは認めない。また、免許がとれても、卒業するまでは、車・バイク等の運転は認めない。

9 懲戒に関すること

※懲戒については、北九州市立特別支援学校高等部学則の規定に従い、以下のように定める。

(1) 北九州市立小池特別支援学校において行う懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

(2) 退学は、次の①～③のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 正当の理由がなくて出席が常でない者

③ 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

※1 校内での著しい規則違反、問題行動等や法律で禁止されている行為を繰り返し、学校の指導に従えない時は上記の処分をする場合がある。

※2 以下の事項は法律により禁止されています。

① いじめ ② 窃盗、万引き ③ 器物破損 ④ 飲酒・喫煙 ⑤ 性的問題行動 ⑥ 暴力・脅迫

⑦ 薬物乱用 ⑧ 賭博行為

以上の生徒心得を遵守し、本校生徒として望ましい学校生活を送ること。